

三条市地域自立支援協議会について

[根拠法令]

- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項
- ・**障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第17条第1項**

[構成員(案)] 25人以内

| 区分 | | 所属 | 備考 |
|------|------------------------------------|---|---------------------------|
| 1号委員 | 学識経験者 | 新潟医療福祉大学 新潟県弁護士会 | |
| 2号委員 | 障がい福祉サービス等事業者 | 障がい福祉サービス提供法人 地域活動支援センター委託法人 | 社会福祉協議会 は6号委員として 参画 |
| 3号委員 | 保健・教育・雇用機関関係者 | 三条地域振興局 新潟県立月ヶ岡特別支援学校 三条公共職業安定所 | |
| 4号委員 | 障がい福祉関係団体・ 自助活動 団体 の関係者 | 三条市身体障害者福祉協会 市内自助活動団体(障がい児・者) | |
| 5号委員 | 民間・公共交通機関の関係者 | 三条商工会議所 三条市医師会 三条市公共交通協議会 | |
| 6号委員 | 地域福祉の関係者 | 三条市社会福祉協議会 | |
| 7号委員 | その他市長が必要と認める者 | | |

[部会の構成(案)]

| 計画推進部会 | | 権利擁護部会 | 就労支援部会 |
|---|------|---|---|
| 地域課題 (次期総合計画と連動) ※R4年度の積残しを含む | 担当部会 | R5年度の主な検討内容 | 構成員(案) |
| <ul style="list-style-type: none"> ・持続可能なサービス提供体制の構築 ・サービス提供における地域差の解消※ | 計画推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・次期障がい児・者諸計画の策定 ・短期入所・GH、緊急時の受入体制(医療的ケア児・者)の拡充 ・事業所サポーターの仕組みの構築 | 2号委員から選考 3号委員 〃 4号委員 〃 6号委員 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・親亡き後を見据えた支援 ・差別、虐待事案に対する感覚の深化 | 権利擁護 | <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の利用促進(家族後見の促進)※ ・差別解消、偏見の払拭に係る取組 ・虐待防止・対策 | 1号委員から選考 2号委員 〃 4号委員 〃 6号委員 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・障がい特性、程度等に応じた就労自立の促進 | 就労支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・一般就労の促進 ・発達障がい者の就労支援※ ・福祉的就労における工賃アップ | 2号委員から選考 3号委員 〃 4号委員 〃 5号委員 〃 民間事業者 |

※上記に加え、事務局会議での検討結果を適宜内容に追加

今後のスケジュールについて

| 日時 | 会議等 | 協議内容等 | 備考 |
|-------------|-----------|---|-------------------------------------|
| 24(金) 13:30 | 条例制定検討委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・条例推進に係る周知啓発方法 ・共生社会推進企業認証制度 ・条例の略称 | 最終回 ※条例の推進は地域自立支援協議会に引き継ぐ |

その他

会議出席報酬の取扱い

| 見直し後 | 現行 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・全体会、部会・・・相談支援事業委託法人以外の委員に報酬を支給 ※相談支援事業委託法人については、契約書第2条(事業の内容)第7号「三条市地域自立支援協議会への参画」に地域自立支援協議会の全体会、部会、事務局会議の出席が含まれ、重複支給になることからR5年度から報酬を支給しないもの | <ul style="list-style-type: none"> ・全体会・・・全員に報酬を支給 ・部会・・・無報酬 ・事務局会議・・・無報酬 |

“ツナガル”プロジェクト

| 区分 | 開催日等 | スケジュール等 |
|-----------------------------|---------|--|
| “ツナガル”カンパニー (共生社会推進企業認証) | 4/1～ | <ul style="list-style-type: none"> ・「福祉事業者(保育、介護、障がい支援等)」112事業所、日常生活により身近な「小売業(飲食店含む)」995事業所と、「医療施設」127施設、計1,234事業所を中心に、全ての事業所に拡げていく(一部業務委託により実施予定) |
| “ツナガル”フォーラム | 12/3(土) | <ul style="list-style-type: none"> ・4月に出演者、学生ボランティアを募集し、5月に出演者・学生ボランティアからなる実行委員会を組織した上で、内容を検討していく |
| 虹のマルシェ作品展 | | <ul style="list-style-type: none"> ・3/14(火)の市展運営委員会で市展との一体的な実施を要請 |

地域活動支援センター

| 区分 | 事業所名 | 備考 |
|------|-------------------------------------|-------------------------|
| I型 | 青空地域生活支援センター | |
| II型 | 地域活動支援センターさんじょう社協 地域活動支援センターBYSN | |
| III型 | 地域活動支援センター長久 | |
| 基礎型 | 地域活動支援センターベリーベリー工房 ※R5.8月スタート予定 | いちごの栽培・管理など園芸作業を中心とした活動 |